

平成 25 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 25 年 8 月 28 日開会

柳泉園組合議会

平成25年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・行政報告	4
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	16
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	16
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	16
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	20
・平成25年度柳泉園組合行政視察の実施について	23
○閉 会	25

平成25年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成25年8月28日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第9号 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第10号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第11号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第12号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 9 平成25年度柳泉園組合行政視察の実施について

1 出席議員

1番 野島武夫	2番 近藤誠二
3番 村山順次郎	4番 大友かく子
6番 小林たつや	7番 斉藤あき子
8番 小西みか	9番 渋谷けいし

2 欠席議員

5番 坂井かずひこ

3 関係者の出席

管理者	馬場一彦
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	丸山浩一
助役	森田浩
会計管理者	荒島久人

清瀬市都市整備部長	黒田和雄
東久留米市環境部長	小林尚生
西東京市みどり環境部長	湊宏志

4 事務局・書記の出席

総務課長	新井謙二
施設管理課長	中村清
技術課長	佐藤元昭
技術課主幹	鳥居茂昭
資源推進課長	千葉善一
施設管理課長補佐	足立淳史
書記	宮寺克己
書記	横山雄一
書記	小林光一
書記	押切悦子

午前10時00分 開会

○議長（野島武夫） おはようございます。遅参の連絡が坂井かずひこ議員からありましたので、御報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。地方自治法第121条の規定により、管理者を初め、関係者の出席を求めています。

○議長（野島武夫） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月21日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。

去る8月21日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成25年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成25年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月28日、本日1日

限りいたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告いたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第6、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第7、議案第11号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

続きまして「日程第8、議案第12号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を受け、採決をいたします。

最後に、「日程第9、平成25年度柳泉園組合行政視察の実施について」を事務局より説明を受け、予定期日をもって行政視察を行いたいと思います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（野島武夫） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第8番、小西みか議員、第9番、渋谷けいし議員、以上のお二人の方をお願いをします。

○議長（野島武夫） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） おはようございます。本日は、平成25年第3回柳泉園組合議会定例会の開催に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも第3回定例会の開催を控えまして、大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、5月から7月までの主な事務事業について御報告申し上げ、また、本日御提案申し上げます議案は4件でございます。この議案につきましても、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大変簡単でございますが、第3回定例会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

○議長（野島武夫） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成25年5月から平成25年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては5月9日に、東村山市においては10日にそれぞれ開催し、その中で平成24年度における組合の施設管理運営、また宮城県女川町の災害廃棄物受入状況及び放射性物質濃度測定結果等について御報告申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

また、5月16日におきましては関係市で構成いたします事務連絡協議会、20日に管

理者会議を開催し、平成25年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

続きまして、2の見学者についてでございますが、今期は14件、681人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が8件、603人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページでございます。4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において7月25日に例月出納検査が行われました。

次に、6の契約の状況でございます。今期は8件の工事請負契約と1件の委託契約を行っております。これらの詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万8,866トンで、これは、昨年同期と比較しまして、184トン、1.0%の減少となっております。

内訳では、可燃ごみは、4ページの表4-2のとおり1万6,915トンで、昨年同期と比較しますと189トン、1.1%の減少となっております。また、不燃ごみは、表4-3のとおり1,862トンで、昨年同期と比較しますと11トン、0.6%の増加でございます。粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおり89トンで、昨年同期と比較しますと6トン、6.0%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたもの

でございます。今期の総搬入量は2,097トンで、昨年同期と比較しますと41トン、2.0%の増加となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修及びごみ・灰クレーンの定期点検整備を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。6月には2号炉の定期点検整備補修が終了し、その後順調に稼働しております。また、1、2号炉の排ガス中のばい煙測定及び工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。7月には2号炉、3号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、及び敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページの表11-1から表11-3に記載してございます。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却した可燃物等の焼却量は1万8,445トンで、昨年同期と比較いたしますと240トン、1.3%の減少となっております。

表8から10ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページでございます。(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、6月にバグフィルターの清掃を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設の処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,951トンで、昨年同期と比較しまして5トン、0.3%の増加となっております。

続きまして、13ページの(3)リサイクルセンターでございますが、7月に缶系列のコンベヤ補修を実施し、その後、施設は順調に稼働してございます。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は2,097トンで、昨年同期と比較しまして41トン、2.0%の増加となっております。

続きまして、14ページでございます。3の最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してあります。今期は2,400トンで、昨年同期と比較しますと166トン、6.5%の減少となっております。それら搬出状況につきましては表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせず、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。それら再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページでございます。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は332キロリットルで、昨年同期と比較しますと42キロリットル、11.2%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は7月に貯留槽の清掃を実施いたしました。施設は順調に稼働しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページでございます。施設管理関係、1、厚生施設についてでございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は4.0%、テニスコートは13.1%、室内プールは0.6%、それぞれ増加しております。浴場施設は4.1%と利用者が減少してございます。詳細につきましては、表18-1及び18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料等の収入状況につきましては、18ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、屋内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び19ページの表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。ございますか。

○3番（村山順次郎） すみません、1点だけお聞きをしたいと思っております。

契約関係の資料もいただいて、他の議員の請求の資料で恐縮ですがいただいておりますが、1点だけお聞きをしたいと思うんですけれども、特に点検等で大きな費用がかかって随意契約をしているものがあると思っておりますけれども、いろいろ前期の議会の中でもこの点については議論がありまして、施設の性格上こういう契約をせざるを得ないという、間

違っていたら補足してほしいと思いますが、そういう御説明だったかと思います。それで将来的には、少し先ではありますけれども、炉の更新ということもいずれかの時期にはあるわけで、今回も報告されている随意契約の点検等の価格というのが適正なのかどうかというのは、適正なんだという御説明だとは思いますが、わからないというのが正直な感想であります。これから先の焼却炉を維持管理をしていく意味で安全に安定して処理をしていくということは第一ではありますけれども、同時にコスト面でもコストダウンをしていくという点で契約のあり方、これを将来的に変えていこうとする、また炉の更新に当たっては現状の契約の形ではなくて、炉の設置を行う業者と点検・維持管理をする業者は別々にできるような、そういうやり方をしていくべきだと思うんですが、その点についてお聞きをしたいと思います。

以上1点です。

○助役（森田浩） 契約のあり方でございますが、柳泉園における契約のあり方の基本は、クリーンポートを建設したときに性能発注方式という契約方法をやっているわけですね。性能発注方式といいますと、通常は発注者側、これは柳泉園側で設計図等を作成しまして、施工のみを業者に請け負わせる施工契約方式を採用するんですけども、このクリーンポートにつきましてはそのような方式はとらずに性能発注方式の契約を採用しております。これは非常に発注者の提示いたします性能仕様に従いまして受注者側が施工と設計を一括して請け負うという方式でありまして、請負者に対しまして契約対象システムの性能保証も求めています。また、請負者におきましては工事施工上の瑕疵に限らず、設計に起因する瑕疵についてもこれらは責任を負うということでございます。したがって、また契約の対象となる施設の性能の担保が確実となりまして、その結果、民間のすぐれた最新の技術力が設計に活用できるという利点があるために採用しているわけでございます。

したがって、このような契約方式で契約したものでございますから、その後の維持管理等につきましても設計の施工者が受注した業者の最新の技術とか専門的な技術がそこに最初から反映されている特殊なものですから、特定の業者が設計し、また施工したものですから、非常に専門的また独占的な技術が反映された中での契約方式になっているわけです。したがって、その後の管理運営等につきましても、どうしても施工会社を中心となって管理運営をしていただくという契約形態になるということで、そこが特命随意契約につながっていくという考えで柳泉園側としては対応を図っているところでありますが、その中におきましても施設の管理運営等は、ほかの業者の方も技術はだんだん進展してい

くわけでございますから、施工業者に限らずそこに違う業者さんが管理運営を行っているという形態も見られますから、来年の予算編成に向けて、また今後の将来の建てかえを見越した中での管理運営等をどのような形でしていくかということも含めまして、昨日も少し担当のほうと来年の予算編成に向けて検討をさせていただいております。よく調査をしてなるべく適正な形の中で契約ができるように協議をしているところでございますので、少し見守っていただきたいと思っています。

○3番（村山順次郎） わかりやすい御説明でありがとうございます。

まず、安全第一で安定的に処理をするということが柳泉園組合の大きな役割だと思えます。同時に費用ということもにらみながらということが重要になるのかなと。その上で今、御説明のあった性能発注方式がトータルとして見て幾らになって、逆に施工設計をする業者とその後の維持管理、メンテナンスをする業者を別々にできるような形態にした場合の維持管理、これには当然職員の皆さんの技術的な水準というんですか、選んだ業者がメンテナンスをする際にそれが適正なのかどうかというのをしっかりチェックしていくような手間もそうですし、技術的な水準を維持していくような努力も当然生じますから、なかなか比較をするというのは額面だけ見てどっちが得だというのは少し言いづらいとは思いますが、このクリーンポートをどう維持していくのかということと同時に、将来どういう更新をしていくのかということも時間があるようでないとも思いますので、引き続き御検討いただきますようお願いをして、終わります。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○7番（斉藤あき子） 8ページのところなんですけれども、下から3行目のところで、排ガス中のダイオキシン類測定を周辺自治会等の立ち会いのもとに実施したということで書いてございまして、少しわからないものですから、例えば周辺自治会の方はどういった方なのか、また年に何回そういった方が立ち会いをしてこういった測定をされているのか、教えていただければと思います。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの御質問ですけれども、年間5回、周辺自治会の方、立ち会いのもと、ダイオキシン類の測定を行ってございまして、東久留米市側が3自治会、東村山市側が6自治会、その方たちに文書をお出しいたしまして、立ち会いに来られる方のみ、数名なんですけれども、毎回何名かは立ち会いに来られているという状況でございます。

○7番（斉藤あき子） ありがとうございます。

数名ということで、市民の方も安全だという意識があって少ない人数の方が参加されて

いるのかなとも思うんですけども、これが多く集まっていた方がいいのか、少ない方がいいのかというのは少し微妙なところだとは思うんですけども、その結果をやはり参加した方とか、組合の配布物に書いて発送といいますか、皆さんのところにお届けしているということでよろしいのでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） そのとおりでございます。今、私が答弁した中で5回と申し上げたんですけども、5回は排ガス中のダイオキシン類でありまして、そのほかにもう1回、土壌のダイオキシン類の測定がありますので、合計6回になります。結果については全て御報告しています。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 今、御説明いただきました中で、最後に土壌の測定をされているということだったんですけども、この報告の中でどちらに数値が載っているのか教えていただきたいのと、あとは11ページの表の11-1で、放射性物質濃度の測定結果が5月、6月、7月とありますけれども、5月が高くてだんだん下がってきているというこの状況はどういうふうにこれを評価というか、どういう数字だと捉えていらっしゃるのかを少しお聞きしたいと思います。

○技術課主幹（鳥居茂昭） ダイオキシン類の土壌についてなんですけれども、これは年に1回行っております。平成24年度につきましては今年の1月に行いまして、平成25年度につきましては来年1月に行く予定ですので、結果が出ましたら直近の議会のほうにまた御報告させていただくことになります。

それから、放射性物質濃度測定の結果につきまして、5月、6月、7月と下がってきているという御質問でございますけれども、傾向といたしましては、はかり始めてから毎年度このような結果が出てくるんですけども、私どもとしましては、ごみの性状につきましてはこのころに特別何か多く入っているごみがあるのかなということで性状分析を行っているんですけども、例年こういう結果になるということだけで、何が原因でこういう結果になっているのかということは、今のところ把握できていないところでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

放射性物質の数字の変遷なんですけれども、例年このようになっているという御説明だったんですが、一定時期になると高くなって、また6月、7月には下がっていくという傾向があるということなんですか。

○技術課長（佐藤元昭） 今の件で御答弁させていただきますと、3.11の地震以降と

いますか、福島原発の爆発事故以来、放射能が測定すると出てくるんですけども、一番最初に柳泉園組合で行った放射線の測定結果ですけども、平成23年7月13日に行っていて、これが焼却灰がセシウム134と137を足した数字が264、飛灰がセシウム134と137を足した数字が1,669ありました。それがはかるごとに、多少出張り引っ込みはあるんですけども、だんだん下がってきている傾向にありますので、福島原発の爆発の影響がだんだん薄れてきているのではないかと考えております。

○8番（小西みか）　そうしますと全体的にももちろん下がってきているという状況にあって、先ほどの最初の御説明ですと、何か毎年5月は高くて6月、7月は下がるという傾向があるという御回答だったと私は受けとめてしまいました。そういうことではなく、これまで多分瓦れきの受け入れということもあって若干高い数値が出ていたけれども、これからは徐々に下がっていく傾向にあるというように考えていらっしゃる。もちろん事故の後からだんだん全体として数値としては下がってきていると考えていらっしゃるという受けとめ方でよろしいでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭）　そのとおりだと思っております。ただ、原発はまだまだ予断を許さない状況ですので、今後何かしらの変化があるかもしれないです、爆発という意味ではありませんけども。これからは徐々に下がっていくのではないかと考えております。

女川町の瓦れきの処理をしていたことが影響しているかという、受け入れ前と受け入れ後をはかったところ、女川町の瓦れきと3市から出てくるごみに対して大差がありませんでしたので、女川町のごみの影響というのはほぼ考えられないと考えております。

○議長（野島武夫）　ほかにございますか。

○2番（近藤誠二）　それでは、何点か少し質問させていただきたいと思います。

先日、ほかの議員の方から資料請求いただいて、私の手元にも届いている随意契約に関して何点か質問があるんですが、まず施設管理課のエレベーター管理委託の件なんですけども、三菱電機ビルテクノサービス、こちらのほうがやっているということで、こちらの施設のエレベーターも三菱の物ということで、メーカー系列の形で補修点検を行っているか考えるわけですけども、メーカー系に属さない独立系メンテナンス事業者も含めた競争入札などができないかと、そういう質問を1つさせていただきたいと思います。

東久留米市の議会でもそういった話が上がっておりまして、それでそういった事業者を活用するとやはり契約額がかなり下がると、そういった事例もあるということも判明しておりますので、その辺を少し1点まず御検討いただけないかということが1つと、あと総

務課の、少しここで言いづらいんですが、議事録作成、こちらの特命随意契約ということになっているんですが、これが特命随意契約である必要が果たしてあるのかなと少し思うので、その辺の見解をいただけたらと。

あと、17ページの施設管理関係、こちらのテニスコートの利用状況などを見ると、利用率が72%、大体それぐらいあれば確かに活用されているなという気もするわけですが、市議会のほうとかでもやはり市の活性化とか、そういったところの議論とかが常になされているわけでありまして、72%ということは恐らく想像で言うと土、日などは結構埋まっているけど平日とかは割とあいているときがあるのかなと考えるわけですが、そのあいている時期とかそういったところをうまく活用して、例えばジュニアの子供たちとか小中高とか、その辺を対象にした大会みたいなものとかを開催することができないのかなと、それで少し活性化の一端になっていただけたらなということで、それが可能かどうか。あと、会議室なんですが、こちらは利用率がやはり結構低いなというのが割と際立ってわかるんですけども、ここだけの話だけではなく、いろんなところの会議室というのも利用率がなかなかそんなに高くない状況もあるというのはわかるんですが、これは少し低過ぎるんじゃないのかなということで、その理由と対策がもしあれば御見解をいただきたいと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、契約関係の件でございます。

前回の議会で資料要求があった中のものでございますけども、まず初めに施設管理課のエレベーター管理委託でございます。こちらにおきましては、現在特命随意契約としておりますが、数年前に一度入札を行いました。その結果、やはりこの三菱電機ビルテクノサービスが落札したということでございます。当時、こちらの関係におきまして、関係3市のほうに契約状況をお聞きしたところ、やはり関係3市とも特命随意契約のような形をとっているということをお伺いしております。それで、最近の契約につきましては、そういったことについては関係3市のほうにお聞きしておりませんので、そういったことについては関係3市のほうにもう一度お聞きして、適正な契約方法にしていきたいと思っております。

それから、総務関係の議事録作成委託でございます。こちらにおきましては、速記及び議事録の印刷・製本を含めた委託でございます。こちらの契約日におきましては4月1日から3月31日まで、1年間を通してでございます。2月の議会が行われまして、その議事録におきましては翌年度の4月以降納品ということでございますので、現在、柳泉園

におきましては特命随意契約で契約をしている状況でございますが、こちらにおきましては関係3市の状況について調査をしたいと考えております。

○施設管理課長（中村清） ただいまのテニスコートに対しまして何か活性化を図られたらどうかということでございますけども、その中でジュニアの大会を開かれたらどうかかということの御意見でございましたけども、現在、柳泉園の親睦大会ということで、大人の方なんですけども、春、秋の年2回ほど大会を開いてございます。そのほかにジュニアの方々はどうかと申しますと、実際行われていません。そういう申請もございませんので、コートが5面ございますので、個別に電話連絡でもって入られるという状況でございます。

それで、利用率も若干この数字が妥当かどうか何とも言えないところなんですございますけども、これが仮に90%とか100%に近いような数字、常に平日、土、日に限らずこの数字となっているとした場合に、コートそのものがあるかどうかというのは確認の電話が入ってきますので、逆の意味を言えば電話したことによって、ある程度あきがあればコートがとれた、ラッキーだった。何かそのようなことで、できれば100%が本当はいいんでしょうけども、若干のあきがあったほうが突然思い立ってやってみようかなというお客さんにとってはむしろいいのかなというふうに課内では考えております。

それから、会議室の利用状況でございますけど、確かに12%と利用率は低うございます。なかなかグランドパークの地域性といいましょうか、どうしても周りの自治会の方々が、お年寄りの会合あるいはカラオケとか、地域のそういうものに対して集まられているということがメインなものですから、なかなか若い人たちまで行き届いていないのかなと、そういう現状でございます。

○2番（近藤誠二） ありがとうございます。

先ほども村山議員の質問で、随意契約のところではやはり専門性のあるそういったものに関しては専門業者がそれなりに担っていくという話は私も理解するところではあるんですが、そういったところ以外のところに関してはやはり特命随意契約でいいのかなと非常に感じる部分がございます。前は入札をされたと、数年前はされたということだと思っておりますが、少し状況を確認していただきまして、ぜひその辺を検討していただきたいなど。少しでも安くできればそういった形で、先ほどテニスコートの件に関しましても少しあいているほうがという話もありましたけれども、予算が多少回せることによって、今以上の形でいろいろこの辺の3市もしくは多摩地域の方たちに、より柳泉園の魅力というか、そ

ういったものも伝えていけるのではないのかなと考えておりますので、その辺少し検討をお願いしたいと考えております。

テニスコートの件なんです、ジュニアのほうはやっていないと。それで一部の団体の方がやっているという話だと思うんですが、常に100%だと問い合わせがあったときに断ってしまってそれがという話だったと思うんですが、そういう考え方もあるとは思いますが、では今のままでいいのかと、今のが最高なのかと、そういう部分もあると思いますので、少し考えていただけたらなと思います。会議室のほうは今、現状を説明いただきまして、しょうがないのかなという結局、結論のかなと思いますけれども、いろいろ工夫をしていただく余地はあるのかなと考えておりますので、その辺も検討をお願いしたいと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○4番（大友かく子） 2点だけお伺いします。

行政報告の冒頭の事務の状況について、周辺の自治会の皆様に協議会を開かれていて、24年度の事務とそれから女川町の災害瓦れきの受け入れや測定について御報告されたということでしたけれども、災害瓦れき関係の受け入れと放射能の測定について、協議会でどのような御意見が上がっていたかをお聞かせいただければと思います。3月22日で受け入れが終了していると前回の定例会で御報告をいただいていたと思います。その旨御報告されたのかなと思うんですが、実際に周辺の自治会の皆様の反応といいますか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから2点目ですが、この行政報告が3カ月ごとの報告ということで、個別のごみの受け入れ状況ですとか、ただいま質疑がありました施設の稼働状況ですとか、そういったことはいろいろ関心があるところではあるんですが、この場でお聞きしたいのは柳泉園組合の一般廃棄物の処理基本計画をお持ちだと思うんですが、それに照らして点検をしたいと思ったんですが、ホームページを拝見しても少しそこにたどり着けなくて、間もなく次の定例会で決算かなと思うんですが、それまでに確認をしたいと思うんですが、私が探せなかったらどういうふうに検索すればヒットできるのかとか、そういったことをまず教えていただきたいと思います。

2点です。

○総務課長（新井謙二） まず、5月9日、10日に行った周辺自治会での協議会でございます。

放射能関係につきまして、災害廃棄物受け入れ中や受け入れ後においても全く変化がないということの御報告をさせたところ、特に御意見等はございませんでした。

それから、一般廃棄物の処理基本計画でよろしいのでしょうか。こちらにおきましては、昨年、関係3市がそれぞれ別々につくったものを柳泉園組合として集約したものについて一般廃棄物処理計画がございますが、ホームページ等においては特に掲載はしてございません。

○4番（大友かく子） 周辺自治会の協議会についてはわかりました。特段御意見がなかったということで、柳泉園組合ニュースにも丁寧に御報告をいただいていたので、それを見て確認ができれば周辺の自治会の皆様には御理解をいただけていたのかなということはわかりました。

それから、計画のことなんですけれども、各市でつくっているものをまとめて柳泉園組合として計画を持っておられるんです。それを、私は初めて組合議員になったんですけれども、配付されてなかったと思うんです。もし柳泉園組合として計画を策定されているんですしたら、情報として提供していただきたいと思っているんですけれども。それと組合のホームページで、計画については市民の方にもわかりやすくという表記が見受けられたんですけれども、実際に公開をしていないことには何か理由があるのでしょうか。認識が違っていたらそのように言っていただいてもいいんですけれども。

○総務課長（新井謙二） 一般廃棄物基本処理計画でございますが、昨年に作成いたしましたして、各議員におきましてお配りはしてございますが、今回新たに改選された議員におきましてはまだ配ってございませんので、それにつきましては至急お配りしたいとは考えてございます。

それで、ホームページの関係なんですけど、今後できる限りそういったものについてはホームページに掲載をするように検討をしていきたいと思っております。

○4番（大友かく子） すみません、前回指摘をすればよかったんですけれども、ぜひなるべく早い時期に計画を配付していただけますようお願いいたします。

それから、ホームページでもできる限り情報を出していただいていると思うんです。会議録なんかは出していただいているので、せっかくなので見やすく計画についても誰もがみられるように御配慮をお願いしたいと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

坂井かずひこ議員より本日欠席との連絡がありましたので、報告いたします。

○議長（野島武夫） 次に、「日程第5、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第6、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第7、議案第11号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので、一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案の提案理由について御説明申し上げます。

本3議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、育児短時間勤務制度につきましては、東京都及び関係市においては既に改正されており、当組合においても同様の制度を導入するに当たり、関係市の各条例改正に準じ、関連する条例を整備するため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明を申し上げますので、御審議よろしくお願いたします。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第9号、3枚ほどおめくりいただきたいと思います。議案第9号資料、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表をごらん願います。

1ページでございます。まず、第1条ですが、育児休業法に規定する育児短時間勤務制度について、目的に加えたものでございます。この育児短時間勤務制度は、男性職員でも小学校就学前までの子を養育するため、正規の勤務時間より短い勤務時間による勤務を認める制度でございます。その勤務時間は、育児休業法で定められている勤務形態で、職員の申し出により承認するものでございます。

続きまして、第2条ですが、一定の要件を満たす非常勤職員について育児休業等の取得を可能とするものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。第8条ですが、育児短時間勤務の再取得については、原則1年を経過しないとできませんが、1年以内でも再取得できる事情として、職員の出産や産休、子の死亡、職員の休職、停職、また職員の病気などの理由で承認が取り消された場合や取得当初の請求の際に計画書を同時に提出した場合を、第1号から第6号に規定したものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。第9条ですが、交代制勤務職員の育児短時間勤務の勤務形態を規定したものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。第10条ですが、育児短時間勤務の承認または期間延長の請求手続について規定したものでございます。

次に、第11条ですが、育児短時間勤務の承認取り消しとして、別の子に係る育児短時間勤務を承認する場合及びその内容を変更する場合を規定したものでございます。

本条例の施行期日は、公布の日からとなります。

続きまして、議案第10号関係でございます。議案第10号を2枚ほどおめくりいただきますと議案第10号資料がございます。柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。

1ページをごらんください。まず、第2条第2項ですが、育児短時間勤務職員の勤務時間について規定したものでございます。

次に、第3条ですが、正規の勤務時間の割り振りについて、育児短時間勤務職員の条文を追加したものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。第4条ですが、週休日について育児短時間勤務職員の条文を追加したものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。第12条ですが、年次有給休暇について育児短時間勤務職員の条文を追加したものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。別表2の10の項ですが、育児参加休暇の新設でございます。この制度は、職員の妻が出産する場合に、当該出産に係る子または上の子が小学校入学前までの子を養育する職員は、この養育のため5日の範囲内で休暇を取得できる制度でございます。

次に、15の項の夏季休暇でございますが、6ページに記載のとおり、育児短時間勤務

職員の条文を追加したものでございます。

本条例の施行期日は、公布の日からとなります。

続きまして、議案第11号でございます。議案第11号を2枚ほどおめくりいただきますと議案第11号資料がございます。柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらん願います。

まず、1ページでございます。第5条の2第2項ですが、給料月額算出について育児短時間勤務職員の条文を追加したもので、その勤務形態の勤務時間により給料月額が減額されるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。第13条第4項ですが、育児短時間勤務職員の時間外勤務手当について条文を追加したもので、勤務時間と時間外勤務の合計が7時間45分までは割り増しとならないものでございます。

次に、第21条ですが、育児短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与の算出方法について、条文を追加したものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。第22条第5項の期末手当及び第23条第4項の勤勉手当ですが、育児短時間勤務職員の基礎額について条文を追加したもので、その基礎額は減額される前のもとの給料月額が算出の基礎となるものでございます。なお、支給月数については減となります。

本条例の施行期日は、公布の日からとなります。

なお、本議案3件の条例改正に当たりまして、職員組合とは去る8月19日に協定書を締結しております。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けします。ございますか。

○9番（渋谷けいし） それでは、条例改正とは直接関係ないかもしれないんですけども、少し教えていただければと思います。

育児休業を取得する職員の方が出ると、交代勤務の方を中心にその分、職員の方の補充をしなければいけないという場面がもしかしたら出るかもしれませんが、その辺の対応の仕方をどうお考えなのか、教えていただければと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、育児休業を取得した職員の代替でございます。過去において育児休業を取得した職員がございまして、そのときは臨時職員で対応いたしました。

今回の育児短時間勤務の取得においては、短時間の勤務ということでございますが、やはり同様に臨時職員で対応していかなければならないと考えております。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合職員の勤

務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第11号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第11号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第8、議案第12号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第12号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都及び関係市におきまして退職手当を抑制するため、支給率及び調整額等の見直しが行われております。当組合職員と関係市職員との均衡を保つため、当組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、同市が加入しております東京都市町村職員退職手当組合の条例の改正内容に準じ、当組合におきましても条例を整備する必要がありますため、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明申し上げます。

それでは、議案第12号を6枚ほどおめくりいただきますと、議案第12号資料がございます。柳泉園組合職員退職手当支給条例の新旧対照表の1ページをごらんください。

まず、第2条ですが、第1項は、支給対象者について常勤の職員と明確化をし、第3項は、退職手当の支払いについて退職の翌月の末日までと明記したものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第3条ですが、退職手当の支給額について、新たに調整額を加算することを規定したもので、その調整額が加算される退職者は、定年退職、新たな制度である勧奨退職、また、公務外、公務上の死亡傷病退職、通勤災害の事由で退職した者が対象となります。また、自己都合により勤続36年以上の者が普通退職した場合は、調整額の4分の1が加算されるものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第3条の3ですが、退職手当の基本額について規定したもので、現行制度の普通退職者の支給率と定年退職者の支給率は一本化され、支給率の引き下げを行うものでございます。なお、最高支給率は、59.2月から45月となるものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

第4条ですが、勧奨及び公務上の傷病並びに死亡により退職した者に対する退職手当の額に係る特例について規定したものでございます。

次に、第4条の2ですが、定年退職前早期退職者の基本額について規定したもので、勧奨及び死亡等退職で、年齢50歳以上かつ勤続25年以上で退職する者については、退職手当の基本額を算定する際に、給料月額に定年までの残年数1年につき2%を乗じて得た額を給料月額に加算するものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

第4条の3ですが、公務上の理由等による退職者に対する退職手当の特例として規定したもので、公務上による傷病死亡や通勤災害で退職する者については、退職手当の基本額を算定する際、給料月額に10%を加算するものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

第5条ですが、退職手当の調整額について規定したもので、各役職等の6区分のポイントの合計に1,000円を乗じた額とするもので、この調整額制度は新たな制度でございます。

次に、第5条の2ですが、調整額の期間について規定したもので、その期間は退職前20年間が対象となります。ただし、休職期間や育児休業制度の取得期間は調整額から除かれます。

続きまして、13ページをごらんください。

第8条ですが、勤続期間の計算について、育児短時間勤務職員の条文を追加したもので、育児休業や育児短時間勤務を取得した期間は、その取得期間の3分の1が在職期間から除算されるものでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

附則でございます。第1項の施行期日ですが、平成25年9月1日から施行となります。ただし、定年退職者及び定年退職者と同様の支給方法となる勸奨退職、公務外・公務上の傷病死亡等の退職者の退職手当につきましては、平成27年4月1日からの施行となります。

なお、定年退職者等について、施行を平成27年度からとした理由でございますが、平成25年度、26年度の2年間で柳泉園組合では3名の定年退職者がおりますが、その者の退職手当を試算しますと、現行制度より退職手当組合と同様の経過措置で算出した場合のほうが多くなりますので、東京都や関係市等において退職手当を抑制するために改正しておりますので、その趣旨に反することから、定年退職者等の退職手当に関しましては経過措置は設けておりません。

続きまして、第2項ですが、本則適用の平成27年3月31日までの間の定年退職者等の退職手当は、改正前の現行制度が適用されるものでございます。

次に、第3項ですが、自己都合による普通退職者の退職手当については、退職手当組合の改正条例と同様に経過措置を設け、平成25年度は附則別表1、平成26年度は附則別表2の支給率となります。また、勤続年数36年以上の普通退職者につきましては、新たに導入した調整額の加算措置について、附則別表4及び5により経過措置を設けております。その加算額は4分の1となります。

こちらの条例に関しましても、去る8月19日、職員組合とは協定書を締結しておるところでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第12号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の

質疑を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第12号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第9、平成25年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（新井謙二） それでは、「平成25年度柳泉園組合行政視察（案）について」と題した書類をごらん願います。

本年度の行政視察は、11月8日（金曜日）を予定しております。

まず、1の視察目的でございます。構成3市から柳泉園組合に搬入された蛍光管等の処理は業務委託でリサイクルを行ってはおりますが、今回の視察先では同様のリサイクルを行っている施設を見学いたします。また、構成3市から搬入されたびん類は、容り協会を通してその一部が今回の視察先に搬入されており、搬入されたびんからガラスびんを製造している施設を見学することなどにより、今後の組合の事務事業を遂行するための参考とするものでございます。

次に、2の視察先につきましては、埼玉県寄居町にある蛍光管等のリサイクルを行っております株式会社ウム・ヴェルト・ジャパンの寄居工場と、熊谷市にあるガラスびんを製造している日本山村硝子株式会社埼玉工場の2カ所でございます。

3の実施日及び行程につきましては、11月8日（金曜日）、借り上げバスを使用した日帰りで、午前8時30分に柳泉園組合を出発し、午前10時30分から株式会社ウム・

ヴェルト・ジャパンの寄居工場を1時間程度視察いたしまして、昼食休憩をした後、午後1時から日本山村硝子株式会社埼玉工場を1時間半程度視察いたします。午後2時30分過ぎに出発して、午後4時半ごろ柳泉園に帰着する予定でございます。

最後に、4の参加人数につきましては、記載のとおり22名を予定しております。

なお、参考資料といたしまして、株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン及び日本山村硝子株式会社の概要の一部を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

○議長（野島武夫） これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 毎年視察の計画をつくっていただいて、ありがとうございます。

この視察先を選ぶに当たって、どういうところに主眼を置いて選ばれたのかということと、今後の視察のあり方についてお考えをお聞きしたいと思います。

私の希望で今申し上げられるのは、柳泉園の視察は非常に私個人としては有意義に参加させていただいておまして、毎年1回ではありますけれども続けていただきたいということと、どういう内容にしていくのかというのがどこでどう議論すればいいのか少しわかりかねるので、ここで申し上げるんですけれども、来年以降のあり方等を代表者会議でも少し意見を申し上げましたが、お考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、今回の視察目的のところに記載しておりますが、関係市から排出され柳泉園組合に搬入されたものについて適正な処理といいますか、リサイクルをしていることを確認していただくということが目的でございます。

それから、今後におきましては、去る代表者会議の中におきましても提案がございましたので、各議員のほうに視察先についてお聞きしたいと考えてございます。

○議長（野島武夫） よろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） では、ほかにないということで、お諮りいたします。

平成25年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のとおり決しました。御参加のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、先ほど大友議員から資料要求がありました「一般廃棄物処理基本計画」が用意できたので、ここでお配りいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成25年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 野 島 武 夫

議 員 小 西 み か

議 員 洪 谷 けいし